

趣旨

建設労働者の入職促進及び待遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム（CCUS）や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を行う建設事業主団体を支援。

助成対象者

建設事業主団体（次の要件を全て満たす団体：任意団体も可）

- ① 構成員の数が10以上あって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50人以上であること
- ② 構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上であること
- ③ 構成員である建設事業主のうちに占める雇用保険に加入している建設事業主が50%以上のものであること
- ④ 代表者が置かれている団体であって、団体に関する規約・規則等を有し、会計経理の独立性が担保されているなど、財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行できると認められる団体であること

※ 助成金の活用に当たっては、事業推進委員会を設置し、同委員会において、最大1年間の事業年間計画を策定の上、実施した取組に対する効果検証を行うことが必要。

建設事業主団体
(構成員10以上、常時雇用労働者50人以上)

建設事業主
(建設労働者を「雇用」し「建設業」を営む者)
50%以上

建設事業主以外
(1人親方等)
50%以下

雇用保険
加入の
建設事業主
25%以上

雇用保険
未加入の
建設事業主
25%以下

助成額

中小建設事業主団体：対象経費の2/3
上記以外の団体：対象経費の1/2

※中小建設事業主団体
構成員のうち中小建設事業主（資本金3億円以下又は労働者数300人以下）の割合が2/3以上の団体

支給上限額

1 団体につき1事業年度（4/1～3/31）の上限額

全国団体：3,000万円 都道府県団体：2,000万円 地域団体：1,000万円

対象事業及び対象経費

メニュー名	事業内容	対象経費	助成期間
1 CCUS等登録促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の全部又は一部を補助する事業	・事業者登録料（※1）・技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料（※2）について中小構成員等に対し補助した額 ※1 事業者登録料については、原則として、技能者登録と一体で登録を行った場合に限り対象 ※2 見える化手数料は5万円が上限	補助の対象とする中小構成員等が異なれば複数年も可（1事業主において各登録料・手数料につき1回）
2 CCUS等登録手続支援事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）を対象に事業者登録、技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続を支援する事業	・申請手續等を専任するアラバイト等の手数料、印刷製本費、消耗品費など ※一部費用に上限額あり。 ・申請手續等を行政書士等の外部機関へ委託する場合の委託費	各建設事業主団体につき1回限り（最長1年間）
3 就業履歴蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）におけるカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業	・カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用（初期費用・月額利用料等）、機器設置費用、説明会開催費用など ※ 各費用に上限額あり。ランニング費用は事業計画期間内（最大1年間） ・上記費用について中小構成員等に対し補助した額	貸出・補助の対象とする構成員が異なれば複数年も可（1事業主につき1回）

（注）中小構成員等：構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、当該構成員と元下関係にあるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方をいう。



建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

検索

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。申請書のダウンロードも可能です。

計画届作成・支給申請手続きについて

事業推進委員会の設置・計画届作成



- 助成金を活用するには、事業推進委員会を設置し、同委員会で「計画届」を作成することが必要となる。

計画届の提出（2週間前まで）



- 事業実施しようとする日の2週間前までに「計画届」を、管轄する労働局に提出する。
- 計画届には、事業目標を記載した「事業目標・効果検証報告書」を添付する。

事業の実施（最長1年間の実施）



計画変更届の提出 (変更事業の実施の7日前まで)

- 下記事項を変更する場合、変更事項を実施する原則7日前までに「変更届」を、管轄する労働局に提出する。
 - ・事業を新たに追加
 - ・所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合
 - ・事業推進員に変更がある場合

事業の終了



支給申請書の提出（事業終了月に応じた期日まで）



- 右の表に記載の、個別の事業が終了した日の属する月と、対応する提出期間にあわせて、「支給申請書」を、管轄する労働局に提出する。

事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

検証結果の報告（原則、支給申請と同時）



- 事業終了後、事業推進委員会において、効果検証を行い、原則、支給申請書と一緒に「事業目標・効果検証報告書」を、管轄する労働局に提出する。
- 効果検証の結果が助成金の支給可否や助成額に影響を与えるものではない。

助成金の支給

助成金の手続は、都道府県労働局に対し行っていただくこととなります。本コースの活用を検討する場合におきましては、具体的な手続方法などをサポートしますので、次の連絡先にご相談ください。

【連絡先】 厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室 建設労働係 TEL : 03-5253-1111 (内線5804)

令和5年度 建設事業主等に対する助成金(建設キャリアアップシステム(CCUS)関連の助成金一覧)

1 **建設事業主団体**が中小構成員等に対し下記の**CCUSの普及促進に資する事業**を実施した場合に係る**経費を助成**

- ① 事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料等の補助
- ② 事業者登録、技能者登録又は見える化評価に関する申請手続きの支援（相談、情報提供等を含む）
- ③ カードリーダー等の導入に関する支援

2 **建設事業主団体**がCCUSに関する研修会・講習会の開催など**評価・処遇制度の普及等に関する事業**を実施した場合に係る**経費を助成**

3 **建設事業主**がCCUS技能者登録者に**技能実習を受講させた場合の賃金助成の単価を割増**して助成（時限措置を**令和5年度も延長**）

1 人材確保等支援助成金

(建設キャリアアップシステム等普及促進コース)
(別添1のとおり)

1 助成対象者 建設事業主団体（※1）

2 対象となる事業

① **CCUS等登録促進事業**

建設事業主団体が、中小構成員等（※3）に対し、事業者登録料（※）や技能者登録料、レベル判定手数料、見える化手数料を補助する事業
(※)原則、技能者登録と一体の場合に限る。

② **CCUS等登録手続支援事業**

建設事業主団体が、中小構成員等を対象に事業者登録や技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続きに関する支援を実施する事業

③ **CCUS就業履歴蓄積促進事業**

建設事業主団体が、中小構成員等を対象に建設現場で就業履歴を蓄積するカードリーダーなどの各種機器や専用アプリなどのソフトウェア等の導入について支援を行う事業

3 助成額

建設事業主団体が負担した経費×助成率

4 助成率

中小建設事業主団体（※2） 2／3
上記以外の建設事業主団体 1／2

5 上限額

上記2の①～③を合計した1団体における事業年度（4/1～3/31）の上限額

(4/1～3/31) の上限額
全国団体 : 3,000万円
都道府県団体 : 2,000万円
地域団体 : 1,000万円

※ 令和4年度創設

2 人材確保等支援助成金

(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)

1 助成対象者 建設事業主団体（※1）

2 対象となる事業

CCUSの普及を目的とした**研修会・講習会の開催**など建設労働者の評価・処遇制度の普及等に関する事業

3 助成額

建設事業主団体が負担した経費×助成率

4 助成率

中小建設事業主団体（※2） 2／3
上記以外の建設事業主団体 1／2

5 上限額

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース内における他の事業も合計した1団体における事業年度（4/1～3/31）の上限額

全国団体 : 3,000万円

都道府県団体 : 2,000万円

地域団体 : 1,000万円

※ 令和元年度創設

※ 1 建設事業主団体

: 構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体

※ 2 中小建設事業主団体

: 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体

※ 3 中小構成員等

: 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、構成員と元下関係になるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方

3 人材開発支援助成金

(建設労働者技能実習コース)

1 助成対象者 中小建設事業主

2 対象となる技能実習

- 安衛法による教習及び技能講習、特別教育
- 能開法による技能検定試験のための事前講習
- 建設業則による登録基幹技能者講習
- 教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習 等

3 賃金助成額単価

① **労働者数20人以下の中小建設事業主**

【通常】 8,550円/人日



【CCUS登録者】 9,405円/人日 (1.1倍)

② **労働者数21人以上の中小建設事業主**

【通常】 7,600円/人日



【CCUS登録者】 8,360円/人日 (1.1倍)

※ 令和元年度創設

※ 令和2年度単価改訂・時限措置延長

※ 令和3年度時限措置延長

※ 令和4年度時限措置延長

※ 令和5年度時限措置延長